

第3章 税外収入

○木曾広域連合分担金条例

〔平成11年6月1日
条例第45号〕

改正 平成12年3月9日 条例第2号
平成14年3月5日 条例第7号
平成17年10月27日 条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、木曾広域連合規約（平成11年長野県指令10地第1280号。以下「規約」という。）第18条の規定により、関係町村の分担金の負担割合について定めるものとする。

(分担金の負担割合)

第2条 規約第18条別表に掲げるもののうち、議会の議決を経て広域連合長が別に定める分担金の負担割合は、それぞれ次のとおりとする。

2 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る分担金の負担割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|-----------|-------|-----|
| (1) 施設整備費 | 平均割 | 20% |
| | 処理能力割 | 80% |
| (2) 管理運営費 | 平均割 | 10% |
| | 処理能力割 | 20% |
| | 投入実績割 | 70% |

3 木曾文化公園の設置及び管理運営に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|--------------|-----|
| (1) 全体事業費 | 平均割 | 20% |
| | 距離による補正後の人口割 | 55% |
| | 経済効果割 | 25% |

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務並びに液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-----------------------|------|
| (1) 全体事業費 | 前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 | 100% |
|-----------|-----------------------|------|

(補則)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条第 3 項の規定により算出された分担金は、当分の間関係組織町村が協議の上、その負担額の範囲内において必要な調整を行う事ができる。

附 則（平成 14 年 3 月 5 日条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に契約した費用に係る分担金の負担割合は、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 10 月 27 日条例第 21 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の木曾広域連合分担金条例の規定により算出された分担金は、当分の間関係組織町村が協議の上、その負担額の範囲内において必要な調整を行うことができる。